

議案第12号

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年2月17日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
川崎市下水道条例の一部を改正する条例（平成21年川崎市条例第59号）
の一部を次のように改正する。

第2条のうち第33条第1項及び第35条の改正規定中「及び第35条」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第34条後段を次のように改める。

この場合において、第21条、第23条から第26条までの規定、第28条及び前条中「管理者」とあるのは「市長」と、第21条、第27条及び第28条中「下水道敷」とあるのは「用水路敷」と読み替えるものとする。

第35条中「市長」の次に「又は管理者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

用水路敷の占用許可等に係る事務を市長の事務とするため、この条例を制定するものである。